

秩父市森林整備計画変更計画書

平成29年3月28日

計画期間

自 平成25年 4月 1日

至 平成35年 3月31日

埼玉県

秩父市

1 変更の理由

(1) 森林管理道の計画変更

平成 24 年 12 月 28 日に樹立（平成 28 年 3 月 11 日に変更）した埼玉地域森林計画について、森林管理道の計画が変更されたことに基づき、平成 25 年 3 月 28 日に樹立（平成 26 年 4 月 1 日に変更）した秩父市森林整備計画について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 3 項の規定に基づき変更しようとするものです。

(2) 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域の設定等

森林法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 44 号）の施行により、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく森林計画制度において、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域の設定等が新たに措置されました。

このため、平成 25 年 3 月 28 日に樹立（平成 26 年 4 月 1 日に変更）した秩父市森林整備計画について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 3 項の規定に基づき変更しようとするものです。

なお、この変更の効力は平成 29 年 4 月 1 日から生じるものです。

2 変更年月日

平成 29 年 3 月 28 日

3 変更事項 新旧対照表

変更	現行																																									
<p>I (略)</p> <p>II 森林の整備に関する事項 第7・3・(1)基幹路網に関する事項 イ 基幹路網の整備計画 <u>路線の追加</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">開設 拡張別</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="3">延長(m)</th> </tr> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡張</td> <td>改良</td> <td>大山沢</td> <td>0</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>拡張</td> <td>舗装</td> <td>大山沢</td> <td>0</td> <td>600</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>市全体の計画量</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">開設 拡張別</th> <th colspan="3">延長(m)</th> </tr> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡張</td> <td>76,150</td> <td>76,850</td> <td>700</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>III 森林の保護に関する事項 第1 鳥獣害の防止に関する事項 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内に おける鳥獣害の防止の方法 (1) 区域の設定 (2) 鳥獣害の防止の方法 別表3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象鳥獣の種類</th> <th>森林の区域(林班数)</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニホンジカ</td> <td>別添概要図のとおり</td> <td>38,581.12</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>669</td> <td>38,581.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 その他必要な事項 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予 防その他の森林の保護に関する事項 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及 び方法 (2)その他 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項 を除く。) 3~5 (略)</p> <p>IV・V (略)</p>	開設 拡張別	種類	路線名	延長(m)			変更前	変更後	増減	拡張	改良	大山沢	0	100	100	拡張	舗装	大山沢	0	600	600	開設 拡張別	延長(m)			変更前	変更後	増減	拡張	76,150	76,850	700	対象鳥獣の種類	森林の区域(林班数)	面積(ha)	ニホンジカ	別添概要図のとおり	38,581.12	合計	669	38,581.12	<p>I (略)</p> <p>II 森林の整備に関する事項 第7・3・(1)基幹路網に関する事項 イ 基幹路網の整備計画 (路線の追加)</p> <p>(市全体の計画量の変更)</p> <p>(略)</p> <p>III 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防 <u>その他の森林の保護に関する事項</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1 森林病害虫の駆除及び予防の方法等 (1) 森林病害虫の駆除及び予防の方針及 び方法 (2)その他 2 鳥獣による森林被害対策の方法 3~5 (略)</p> <p>IV・V (略)</p>
開設 拡張別				種類	路線名	延長(m)																																				
	変更前	変更後	増減																																							
拡張	改良	大山沢	0	100	100																																					
拡張	舗装	大山沢	0	600	600																																					
開設 拡張別	延長(m)																																									
	変更前	変更後	増減																																							
拡張	76,150	76,850	700																																							
対象鳥獣の種類	森林の区域(林班数)	面積(ha)																																								
ニホンジカ	別添概要図のとおり	38,581.12																																								
合計	669	38,581.12																																								

4 変更事項

I (略)

II 森林の整備に関する事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1・2 (略)

3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア (略)

イ 基幹路網の整備計画

延長：m 面積：ha 材積：m³

開設 拡張 別	種類	区分	位置	路線	延長	利用区域		前半5か年 の 計画箇所	対図 番号	
						面積	材積			
							針			広
開設	自動車 道及び 軽車道		秩父 荒川 大滝	秩父中 央	5,000	2,485	456,940	149,500	○	N-08 O-09
			秩父	橋立	540	45	3,146	1,911		M-09
			秩父	大久保	500	1,185	176,827	55,385		N-09
			荒川	大指	400	42	7,103	2,820		M-07 L-07
			大滝	御岳山 2号	700	540	53,200	9,800	○	L-06 M-06
			大滝	滝の沢	200	180	9,790	10,109		M-05
			大滝	槌打	2,000	137	21,175	4,827	○	N-06
			大滝	奥大血 川	200	128	6,962	7,188		N-07
			大滝	樽沢	200	280	15,228	15,724		O-06
			大滝	鎌倉沢	200	180	0	15,634		K-03
			大滝	天狗岩	200	93	7,366	4,910		N-07
			大滝	小品沢	200	132	0	13,803		L-03
			大滝	巣場	400	78	6,593	4,566		N-07
			大滝	学沢	200	173	937	16,264		L-02
大滝	井戸沢	200	79	0	302		L-04			

		大滝	神庭	200	420	14,116	31,054		N-07
		大滝	栗尾沢	100	164	7,600	5,700		M-06
		大滝	大達原	1,900	145	49,292	3,597	○	N-07
		大滝	大達原支	200	75	2,521	5,694		M-07
		大滝	猪鼻沢	200	187	9,033	5,339		M-07
		大滝	四期萩	4,000	209	41,099	9,089		M-06
		大滝	上強石	2,000	20	4,066	350	○	M-07
		大滝	栃本支	100	122	24,193	1,179		M-04
		吉田	白石山	400	1,098	26,953	69,209		N-06
		吉田	室久保	100	113	8,497	2,758		I-08
		吉田	女形	100	756	69,217	10,735		H-06
		吉田	半納城峰	2,000	230	25,400	7,300	○	H-08
		吉田	栗野山	4,500	102	18,892	6,496	○	J-08
		吉田	栗野山支	100	2	184	96		I-08
		吉田	長久保女形	800	150	12,000	7,000		I-06
		吉田	女形小川	1,000	118	19,487	2,805		H-06
		吉田	石神沢	2,400	123	5,910	2,139	○	H-08
開設	合計			31,240					

開設 拡張 別	種類	区分	位置	路線	延長	利用区域			前半5カ年 の 計画箇所	対図 番号
						面積	材積			
							針	広		
拡張 (改良)	自動車 道及び 軽車道		秩父	定峰	900	552	52,663	9,820	○	K-11
			秩父	橋立	200	447	5,920	12,216	○	M-09
			秩父	栃谷	120	71	3,475	1,435		J-11
			秩父	広河原 逆川	400	2,715	241,877	104,141	○	P-11
			秩父	大久保	100	1,185	176,827	55,385	○	N-09
			秩父	高篠峠	500	183	35,746	647		K-12
			秩父	定峰支	500	223	35,394	3,673		K-11
			荒川	御岳山	700	582	98,720	15,773	○	M-07
			荒川	熊倉	1,000	42	7,320	919		N-08
			荒川	大塚	400	90	5,562	2,094		M-08
			荒川	柴原	500	168	8,111	2,028		L-08
			荒川	双見沢	300	152	14,582	2,636		M-07
			荒川	大指	700	42	7,103	2,820		L-07
			秩父 荒川 大滝	秩父中 央	700	2,485	456,940	149,500	○	0-09
			荒川	鷲巣	500	42	4,091	1,843		M-08
			荒川	三又	500	85	15,024	5,822		N-08
			荒川	日向沢	300	16	2,100	0		M-07
			大滝	雲取	500	4,140	84,939	423,382	○	0-06
			大滝	金山志 賀坂	1,800	788	7,645	43,602	○	J-04
			大滝	上野大 滝	1,000	1,135	80,426	72,820	○	K-03
			大滝	白石山	100	1,098	26,953	69,209		N-06
			大滝	大輪	300	38	6,165	27		N-07
			大滝	大血川	500	629	34,306	41,381	○	0-07
			大滝	大峰	200	152	24,114	2,122		M-05
			大滝	栃本支	300	122	24,193	1,179	○	M-04
			大滝	槌打	300	190	11,851	9,283	○	N-06
大滝	麻生	100	4	674	152		N-06			

		大滝	大達原	300	52	2,983	1,227	○	N-07
		大滝	上強石	100	20	4,066	350		M-07
		大滝	三峰	1,000	156	3,356	7,828	○	N-06
		大滝	杉ノ峠	200	29	1,392	348		M-07
		大滝	巢場	100	78	6,593	4,566		N-07
		大滝	栗尾沢	200	157	2,561	2,227		M-06
		大滝	御岳山 2号	200	540	53,200	9,800	○	L-06 M-06
		大滝	天狗岩	100	93	7,366	4,910		N-07
		大滝	大山沢	100	502	19,301	65,809	○	L-02
		吉田	太田部	50	102	12,840	2,794	○	G-07
		吉田	太田部 峠1号	740	295	37,266	3,694		H-07
		吉田	女形	100	165	31,282	2,558	○	I-07
		吉田	前千鹿 谷	100	31	261	521		J-07
		吉田	千鹿谷	60	101	8,208	3,170		J-08
		吉田	漆木白 岩	100	284	31,001	7,075	○	I-08
		吉田	上武秩 父	200	2,189	234,752	43,786	○	H-09
		吉田	西秩父	200	1,109	95,489	33,334		H-06
		吉田	明ヶ平 沢戸	200	266	39,518	9,545	○	I-07
		吉田	太田部 峠2号	500	473	74,661	9,657	○	H-08
		吉田	松場藤 芝	100	94	14,342	4,278		I-09
		吉田	稲荷沢	100	35	3,248	951		J-08
		吉田	半納城 峰	300	230	25,400	7,300		H-08
拡張 (舗装)		秩父	定峰	220	552	52,663	9,820		K-11
		秩父	大久保	500	1,185	176,827	55,385	○	N-09
		秩父	橋立	2,000	447	5,920	12,216		M-09
		秩父	茶平	150	43	2,294	1,330		N-09

			荒川	御岳山	10,000	582	98,720	15,773	○	M-07
			荒川	大指	1,900	42	7,103	2,820		L-07
			秩父 荒川 大滝	秩父中 央	2,000	2,485	456,940	149,500		N-08
			荒川	三又	900	85	15,024	5,882		N-08
			荒川	日向沢	350	16	2,100	0		M-07
			大滝	栃本支	1,800	122	24,193	1,179		M-04
			大滝	雲取	4,100	4,140	84,939	423,382		O-06
			大滝	白石山	300	1,098	26,953	69,209		N-06
			大滝	槌打	2,000	190	11,851	9,283		N-06
			大滝	大達原	1,000	52	2,983	1,227		M-07 N-07
			大滝	上強石	500	20	4,066	350		M-07
			大滝	杉ノ峠	600	29	1,392	348		M-07
			大滝	上野大 滝	7,500	1,135	80,426	72,820	○	K-03
			大滝	巣場	400	78	6,593	4,566		M-07
			大滝	槌打支	400	87	5,844	2,504		N-06
			大滝	大山沢	600	502	19,301	65,809	○	L-02
			吉田	石神沢	2,480	123	5,910	2,139		H-08
			吉田	漆木白 岩	2,400	176	31,000	4,699	○	I-08
			吉田	明ヶ平 沢戸	5,800	266	39,518	9,545	○	I-07
			吉田	白岩	1,500	125	19,961	4,042		I-08
			吉田	女形	1,000	756	69,217	10,735	○	I-07
			吉田	竹の久 保	650	32	3,583	2,886	○	J-08
			吉田	大波見 入	730	34	6,639	616		I-07
			吉田	粟野山	5,500	102	18,892	6,496	○	J-08
			吉田	粟野山 支	100	2	184	96		I-08
			吉田	半納城	1,000	230	25,400	7,300		H-08

				峰					
拡張	合計				76,850				

ウ（略）

（2）（略）

4（略）

第8（略）

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおり定める。

（1）区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

（2）鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策については、特に植栽が予定されている森林を中心に、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等）又は捕獲（わな捕獲、銃器による捕獲等）による鳥獣害防止対策を推進し、被害防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りながら、必要な施策を講じるものとする。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班数）	面積（ha）
ニホンジカ	別添概要図のとおり	38,581.12
合計	669	38,581.12

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止に努めるものとする。また、野生鳥獣の行動把握・被害状況把握等に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1)・(2) (略)

2 鳥獣害対策の方法 (第1に掲げる事項を除く。)

ニホンジカ等による食害、剥皮被害を防止するため、植栽木の保護措置(防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等)等の対策について県、森林組合及び森林所有者等と協力しながら推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

3～5 (略)

IV・V (略)